

入管庁管第3866号  
令和3年9月27日

地方出入国在留管理局長 殿  
地方出入国在留管理局支局長 殿（成田，羽田，中部及び関西空港支局を除く）

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 本 針 和 幸  
（公印省略）

海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて  
（通知）

標記に関し，国家戦略特別区域内のみにおいて活用できる特例措置として，令和2年2月14日付け入管庁政第20号に基づいて「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」を実施してきたところですが，今般，国家戦略特別区域諮問会議における議論等を踏まえ，当該措置を全国展開することとなりました。

については，本日以降に当該措置の活用を目的とする在留資格変更許可申請等がなされた場合における取扱いを下記のとおりとしたので，通知します。

おって，管下出張所長に対しては，貴職から通知願います。

記

1 本件措置の概要

海外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し，一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人から，当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し，当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等があった場合には，当該日本語教育機関を卒業等した後，最長1年間に限り，就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等を許可するもの。

2 本件措置の活用の要件等

（1）留学生の要件

ア 海外の大学等を卒業等し，学士以上の学位を取得していること。

イ 在籍していた日本語教育機関における出席状況が良好であること。

ウ 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても，包括的な資格外活動許可は1週について28時間まで受けることが可能。また，インターンシップの場合などは，1週について28時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）。

エ 日本語教育機関在籍中から本邦での就職活動を行っていること。

オ 在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い，就職活動の進捗状況を報告するとともに，就職活動に関する情報提供を受けること。

カ 日本語教育機関を卒業等した後も就職活動を継続することに関し，在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

(2) 日本語教育機関の要件

ア 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1に掲げる日本語教育機関であること。

イ 直近3年間において，地方出入国在留管理局・支局から，日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号二に規定する「適正校」である旨の通知を3年間連続して受けていること。

ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

エ 在籍していた留学生の本邦における就職について，直近1年間において1名以上又は直近3年間において2名以上の実績があること。

オ 本件措置を活用する留学生の就職支援のため，当該留学生と卒業等後も定期的に面談し，就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うこと。

カ 本件措置を活用する留学生が，就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には，適切な帰国指導を行うこと。

(3) 立証資料

ア 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（申請人以外の者が経費支弁をする場合には，その者の支弁能力を証する文書及びその者が経費を支弁するに至った経緯を明らかにする文書）

イ 直前まで在籍していた日本語教育機関の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書

ウ 直前まで在籍していた日本語教育機関が発行する出席状況の証明書

エ 海外の大学等を卒業等し，学士以上の学位を取得していることを証する文書（海外の大学等の卒業等証書（写し）又は卒業等証明書）

オ 直前まで在籍していた日本語教育機関による継続就職活動についての推薦状（別添1）

カ 日本語教育機関在籍中から継続して就職活動を行っていることを明らかにする資料

キ 直前まで在籍していた日本語教育機関と定期的に面談を行うとともに，就職活動に関する情報提供を受ける旨の確認書（別添2）

ク 直前まで在籍していた日本語教育機関が上記（2）のウからカまでの

## 要件に適合していることが確認できる資料（別添 3）

（注 1）上記オに関し，本件措置を活用する留学生については，就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への在留資格変更後における就職活動状況を踏まえた日本語教育機関の推薦を改めて確認する必要があること，また，日本語教育機関との定期的な面談による就職活動の進捗状況確認や在留期間満了時の帰国指導等によって在留管理を徹底する必要があることから，就職活動の継続のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求める。

（注 2）上記カに関し，例として，訪問（予定）先企業名及び訪問（予定）日又は試験（予定）日が記載された文書等の提出を求める。

（注 3）就職活動の継続のための在留資格「特定活動」に係る在留期間更新許可申請の際には，上記イからエまでの資料については提出を要しない。

### （4）在留資格及び在留期間

本件措置の活用を目的とする在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合において，上記（3）の立証資料により上記（1）及び（2）の要件を満たしていることが確認され，申請人の在留状況に問題がないなど，許可することが相当であるときは，次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

#### ア 在留資格

「特定活動」とし，指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

#### イ 在留期間

原則として，「6月」とする。

なお，本件措置の活用を目的とする在留期間更新許可申請があった場合には，申請人が日本語教育機関を卒業等した後の経過期間が1年未満であることを確認し，申請人の在留状況に問題がないときは，1回に限り更新を認める。

この場合，在留期間は日本語教育機関を卒業等した後の経過期間に応じて月単位で決定するが，中長期在留者から除外されることのないよう，「6月」，「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

### 添付物

- |   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 推薦状（参考様式）                  | 1部 |
| 2 | 確認書（参考様式）                  | 1部 |
| 3 | 日本語教育機関の要件適合に関する確認資料（参考様式） | 1部 |

参考様式

## 推 薦 状

年 月 日

\_\_\_\_\_出入国在留管理局長 殿

下記の者については、本校を卒業後、本邦において就職活動を行っており、就職活動を継続するに当たって、

1. 資格外活動を行う場合には、許可される範囲内で資格外活動を行うこと
  2. その他日本国法令を遵守すること
- を指導しており、就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

### 記

氏 名  
国籍・地域  
住 居 地  
生 年 月 日

年 月 日

推薦者

日本語教育機関名\_\_\_\_\_

(注) 申請に当たっては、「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可」のうち、該当しないものを二重線で消去してください。

参考様式

かいがい だいがくとう そつぎょう りゅうがくせい たい  
海外の大学等を卒業した留学生に対する  
しゅうしょくかつどうしえん かん かくにんしょ  
就職活動支援に関する確認書

かいがい だいがくとう そつぎょう りゅうがくせい たい しゅうしょくかつどうしえん  
海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として  
とくていかつどう ざいりゅうしかくへんこうきよか う あ かき  
「特定活動」への在留資格変更許可を受けるに当たって、下記の  
じこう かくにん  
事項について確認します。

記

(日本語教育機関名) と定期的(ていきてき)に面談(めんだん)を行い、就職活動(しゅうしょくかつどう)の  
しんちよくじょうきょう ほうこく しゅうしょくかつどう かん  
進捗状況(しんちよくじょうきょう)について報告(ほうこく)するとともに、就職活動(しゅうしょくかつどう)に関する  
じょうほう ていきょう う  
情報(じょうほう)の提供(ていきょう)を受けます。

ねん がつ にち さくせい  
年 月 日 作成

しんせいにんしょめい  
申請人署名

参考様式

かいがい だいがくとう そつぎょう りゅうがくせい たい  
海外の大学等を卒業した留学生に対する  
しゅうしょくかつどうしえん かん かくにんしょ  
就職活動支援に関する確認書

かいがい だいがくとう そつぎょう りゅうがくせい たい しゅうしょくかつどうしえん  
海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として  
とくていかつどう ざいりゅうきかんこうしんきよか う あ かき じこう  
「特定活動」の在留期間更新許可を受けるに当たって、下記の事項  
かくにん  
について確認します。

記

(日本語教育機関名) ていきてき めんだん おこない しゅうしょくかつどう  
と定期的に面談を行い、就職活動の  
しんちよくじょうきょう ほうこく しゅうしょくかつどう かん  
進捗状況について報告するとともに、就職活動に関する  
じょうほう ていきょう う  
情報の提供を受けます。

ねん がつ にち さくせい  
年 月 日 作成

しんせいにんしょめい  
申請人署名

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生の就職活動支援に関する  
日本語教育機関の要件適合状況について

年 月 日

\_\_\_\_\_ 出入国在留管理局長 殿

日本語教育機関名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

令和3年9月27日付け入管庁管第3866号通知の記2(3)クについて、下記のとおり、本校の要件適合状況に関する確認資料を提出します。

記

1 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得又は届出の状況

許可番号：

届出受理番号：

※ 許可証等の写しを添付すること。

就職を目的とするコースの設置状況

※ コース名やカリキュラムの概要等について記載し、パンフレット等があれば添付すること。

2 在籍していた留学生の本邦における就職状況

卒業等年度	就職希望者の卒業生数（人）	本邦における就職者数（人）

※ 就職が決定した留学生の情報（海外の卒業大学等，学部，専門分野，就職先企業名，就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

3 留学生との卒業等後の定期的な面談の方法

※ 面談の頻度や場所，就職活動の進捗状況の確認方法や就職活動に関する情報提供の方法等について記載すること。

4 卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合の留学生への帰国指導等の方法

※ 帰国航空券の確認を行う等，具体的な指導等の方法について記載すること。